

評価方法基準の改正案に係る意見募集について

平成 20 年 11 月 20 日

< 問い合わせ先 >

国土交通省住宅局住宅生産課

(内線 39426)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

趣旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)に基づく住宅性能表示制度については、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 18 年国土交通省告示第 378 号)の改正が予定されていることに伴い、評価の共通ルールである「評価方法基準」(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)の改正を予定しております。

つきましては、当該基準の改正にあたって、その改正案について、広く国民の皆様のご意見を伺うため、インターネット等を通じて改正案の公表及び意見の募集を行うこととします。

公表資料

資料リスト	要旨
資料 1 評価方法基準(改正案)	評価方法基準の改正案の新旧対照表
資料 2 評価方法基準の改正概要	評価方法基準の改正案の概要説明

意見募集要領

意見募集対象

「評価方法基準(改正案)」

資料入手方法

(1) ホームページでの掲載

(2) 窓口での配布

国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。

(東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 中央合同庁舎 3 号館 2 階)

(3) 郵送(日本国内のみ)

「評価方法基準の改正案郵送希望」と明記し、返信用封筒(A 4 版封筒に、氏名、住所を記載のうえ、200 円分の切手を貼付したもの。)を同封のうえ、下記宛にお送り下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3
国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

意見募集期間

平成20年11月20日(木)～平成20年12月19日(金) (必着)

意見送付方法

別添の意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) FAXの場合

FAX番号：03・5253・1629

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

(2) 郵送の場合

〒100 - 8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

(「評価方法基準の改正案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：seisan@mlit.go.jp

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

(電子メールの題名を「評価方法基準の改正案に対する意見」として下さい。)

注意事項

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

頂いたご意見の内容については、住所・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、ご承知おき下さい。

(別添)

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

評価方法基準の改正案に対する意見	
(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所属(会社名)	(部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見の内容 (意見)	
(理由)	